

平成22年3月26日（金）
 平成21年度 第5回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録
 平成21年度 第5回 地域密着型サービス運営委員会会議要録

平成 21 年度第 5 回練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録 平成 21 年度第 5 回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	平成 22 年 3 月 26 日（金） 午後 3 時 ~ 午後 5 時
2 場所	練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
3 出席者	<p>（委員 15 名）宮崎牧子委員長、吉賀成子委員長代理、新木繁男委員、岩橋栄子委員、角地徳久委員、北村貞子委員、多伊良衛亮委員、稲垣悦子委員、辻正純委員、新井みどり委員、奥田久幸委員、堀洋子委員、忠内信太郎委員、大嶺ひろ子委員、渡辺健一委員</p> <p>（事務局 6 名）福祉部長、地域福祉課長、介護保険課長、在宅支援課長、高齢社会対策課長、大泉総合福祉事務所長</p>
4 傍聴者	0 名
5 議題	<p>地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 主任介護支援専門員の任期付採用について …… 資料 1</p> <p>地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 地域密着型サービス事業者の公募について(非公開) …… 資料 2</p> <p>2 認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居（ユニット）に関する基準の変更について …… 資料 3</p> <p>3 平成 22 年度地域密着型サービス事業者の公募について …… 資料 4・5</p> <p>4 選定事業者の事業所予定地等の変更について …… 資料 6</p> <p>5 地域密着型サービス事業者の指定更新について …… 資料 7</p> <p>その他</p> <p>1 介護保険について …… 資料 8</p>
6 配布資料	<p>席上配布資料</p> <p>資料 1 主任介護支援専門員の任期付採用について</p> <p>資料 2 地域密着型サービス事業者の公募について</p> <p>資料 3 認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居（ユニット）に関する基準の変更について</p> <p>資料 4 平成 22 年度地域密着型サービス事業者の公募について</p> <p>資料 5 練馬区地域密着型サービス実施指針（改訂版）</p> <p>資料 6 選定事業者の事業所予定地等の変更について</p>

平成22年3月26日(金)

平成21年度 第5回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録

平成21年度 第5回 地域密着型サービス運営委員会会議要録

	資料7 地域密着型サービス事業者の指定更新について 資料8 介護保険について
7 所管課	(地域包括支援センター運営協議会) 健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係 ：5984-4582(直通) Eメール：KOUREITAIISAKU10@city.nerima.tokyo.jp (地域密着型サービス運営委員会) 健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 ：5984-4589(直通) Eメール：kaigo02@city.nerima.tokyo.jp

第5回地域包括支援センター運営協議会 第5回地域密着型サービス運営委員会

（平成22年3月26日（金）：午後3時00分～午後5時00分）

（委員長）これより平成21年度第5回練馬区地域包括支援センター運営協議会並びに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開催する。

最初に、事務局から、本日の出席委員および傍聴者の人数の報告をお願いする。

（事務局）本日、現在、14名の委員の出席である。

なお、鈴木委員、田中委員、三橋委員、大垣委員、上野委員から、ご欠席のご連絡をいただいている。

傍聴者数については、今のところゼロである。

以上。

（委員長）前回、平成21年12月18日に開催した第4回の委員会などの会議要録について、事前に事務局より送付したが、訂正などのお申し出がなかったが、それでよろしいか。

（了承）

（委員長）では、続いて次第に沿って議事を進める。本日も、委員の皆様には活発なご意見・ご発言をお願いしたい。

この会については、午後5時を閉会の予定としておるので、会議の円滑な進行にご協力をお願いする。

また、議事録を作成する都合上、ご発言の際にはマイクを通してお願いする。

では、地域包括支援センター運営協議会の議案に入る。

まず、運営協議会の議案では、1、主任介護支援専門員の任期付採用についてという議案である。資料1についての説明を、在宅支援課長、お願いする。

地域包括支援センター運営協議会

1 主任介護支援専門員の任期付採用について

（在宅支援課長）【資料1について説明】

（委員長）ただいまの説明について、質問あるいはご意見のある方は、お願いしたい。

（委員）疑問であるが、職種が一般事務ということであるが、これは国が専門員として認められた資格ではないのか。これがどうして一般でなければいけないのか。

（在宅支援課長）職種については区が単独で決められない。特別区の場合は特別区人事委員会で、例えば、保健師とか、専門職の職種を、決めている。これについては特別区人事委員会の考え方であるが、主任ケアマネというのは、地域包括支援センターを大半が委託する状況にあるので、特別区だけそういう正規職員として採用することはまかりならんと。去年までの状況は、そういう状況であった。

したがって、新たに専門職として枠を作るわけにはいかない。ただし、妥協策として一

般事務で資格を持っていれば大丈夫であると。ある意味では妥協策ということである。

（委員長） よろしいか。そのようなことだが。

その他、いかがか。

では、地域包括支援センター運営協議会の案件は、この一つなので、終了する。

続いて、地域密着型サービス運営委員会に移る。

（委員長） それでは案件1に入る。地域密着型サービス事業者の公募について、資料2になる。

この案件については、地域密着型サービス事業者の公募については非公開にさせていただく。これは、練馬区の付属機関などの会議の公開および区民公募に関する指針で定めた会議の公開の原則の除外事項、「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人などの権利、競争上の地位、その他正当な利害を害すると認められるもの」に該当するため、非公開としている。

そのため、本日は傍聴者はいないが傍聴者がいた場合には会議室から退室いただくということと、中途から来場された傍聴者についても案件1の終了までは入室を許可しないということで、ご了承願いたい。

では、事務局からも申し上げたが、資料2については運営委員会の終了後に回収させていただくので、ご協力をよろしく願います。

それでは、資料2について、介護保険課長、ご説明をお願いします。

地域密着型サービス運営委員会

1 地域密着型サービス事業者の公募について（非公開）

（介護保険課長） 【資料2について説明】

（委員長） それでは、続いて2番目の案件の方に移る。

認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居（ユニット）に関する基準の変更について、資料3の説明を介護保険課長、願います。

2 認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居（ユニット）に関する基準の変更について

（介護保険課長） 【資料3について説明】

ご説明は以上である。

（委員長） ただいまの説明に対し、何かご質問などがあれば願います。いかがか。

（委員） 21年12月25日に出たものなので、22年度、これからこのグループホームができる施設については3ユニット。今まで既に2ユニットでできているのは、その上に建てるとか、そういうこととしてもいいということになるか。

（介護保険課長） グループホーム等の許可については市町村ということになっているの

平成22年3月26日（金）

平成21年度 第5回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録

平成21年度 第5回 地域密着型サービス運営委員会会議要録

で、練馬区がそういうこともいいよと許可をすることにすれば、それは認められることとは思ふ。

（委員） それによって、手を挙げるところが多くなるということは考えられるか。

（介護保険課長） 事業者はまだよく伺っていないので、どういふ変化が起きるかはわからないが、例えば、最近グループホームというのは、マンションのワンフロアをそのままどんとグループホームにしてしまうという方式が時々ある。

そういう場合は、その2階、3階、4階を全部グループホームにするということも考えられるので、その意味では、参加してくる事業者も増えてくるのかなと。

自社ビルで法人が自分で建てるビルで4階のつくりとなると、練馬区ではなかなか難しいのかなと思われるので、マンション等を利用したグループホームの経営参画というのは増えるかなと考えている。

（委員） 私たちこれから利用するものにとっては、2ユニットだと18人ですよ。18人を募集するとすぐに埋まってしまうような状況であるので、27人3ユニットになると非常に嬉しいなという感じを受けた。

（介護保険課長） 基本的には、これから公募するものについて、この委員会で認めていただいたら3ユニットまで可能にしたいと考えている。

それから、後ほど、これは資料4で説明させていただくが、今おっしゃったように、グループホームというのができればすぐ埋まるという状況である。第4期の計画で、ある程度の上下数を定めていたところなのだが、実態がつくただけ需要が出てくるということであるので、これについても計画の変更をこれからさせていただきたいなと考えているところである。

（委員長） そのほかにあるか。いかがか。よろしいか。

（なし）

（委員長） では、続いて、案件3に移る。

平成22年度、地域密着型サービスの公募について、資料4、資料5について、説明を介護保険課長、お願いする。

3 平成22年度地域密着型サービスの公募について

（介護保険課長） 【資料4、5について説明】

（委員長） ただいまの説明について、何かご質問、ご意見などあるか。

いかがか。お願いする。

（委員） まず練馬区の方がどのようにお考えかを聞きたいのだが。今、東京都で、23区と武蔵野市、三鷹市の一部に限るのですが、10万円前後の軽費老人ホーム、グループホームは何だかんだ言いながら20万円ぐらい前後かかるのである。お金がある方は確かに入れるし、うちから退去する方も特養に2名ぐらい、有料に2名ぐらい、確かに有料に行く方はお金を出せるので探しやすいというのもあるが、来年度だけで、まず800人ぐらいが住むところがあふれるというか、生活保護を受けている方とか。

平成22年3月26日（金）

平成21年度 第5回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録

平成21年度 第5回 地域密着型サービス運営委員会会議要録

80か所にグループホームと軽費老人ホームをくっつけて、10万円前後の家賃をくっつけた建物を建ててほしいという都の依頼が2月26日、それぞれの説明会というのがあった。

それで、練馬区としては、そういう施設も含めて、実際に1つ問題なのはグループホームは介護保険法で人員配置とかやっている。それでも、このぐらいのきつい基準が上がってきていて、実際に介護する現場はすごく大変である。

軽費老人ホームは老人福祉法とまた介護保険とは違う、自立した方がある程度、最初に入るという都の数字が確かに出てきていた。人員配置は、本当に少ない職員数である。

重度化してくると、そうはいかないし、建てた1年目から5年目ぐらいはいいけれども、その後はきっと赤字になるし、人も必要になるだろう。そういう建物を今後、東京都としては、先月の都庁の会議で私たちも言われたのだが、軽費老人ホームとくっつけて建ててくれないか。小規模とくっつけるよりも売り上げが減るのである。

練馬区としては、そういうグループホームと1階、2階で軽費老人ホームとくっつけるとか、そういうのについては、今後この中には入ってきていないのだが、今国の動き、都の動きが変わっていますよね。それについて、もしお考えがあれば聞きたいと思う。

（高齢社会対策課長） 昨年3月に群馬県のためゆらで発生した火災の事件を受けて、東京都では副知事を座長とする「少子高齢時代にふさわしい新たなすまいの実現に向けて」というPTを立ち上げ、このPTが報告書をまとめた。その報告書の中で、東京都モデルということで、二つ提案されている。

高齢者の住まい方という観点から、一つはケアつき住宅の必要性についてであり、もう一つが、今委員からあった、いわゆる都型ケアハウスという小規模なケアハウスである。

いわゆる生活保護受給者の方が今回、都外の施設においてあのような火災があったということで、都としては住所地にある自区内の施設で、住んでいただきたいという対応策の一つとして、小規模の比較的経費のかからないケアハウスをモデルとして提案してきたというものである。

この都型ケアハウスの整備に当たっては、民間事業者による整備という考え方のもとに、国や都が補助を出すことを考えているということで積極的に整備を進めてもらいたいという要望が東京都からあった。

これは、該当となる地域が東京23区および三鷹市と武蔵野市の一部ということで限定されている。区としては、予算編成後にこういった新しい考え方が示されたので今回の22年度の予算の中には反映していない分、一方で現在、練馬区では住宅マスタープランの見直しというのをやっている。

これは、区の住まい施策にかかわるすべてのプランであり、高齢者にかかわる部分のプランの見直しもしている。

この中で、高齢者の住まいの一つとして、都型ケアハウスについても検討しつつ、区として今後このマスタープランの中で高齢者の住まい方についても一定程度の考えを示していきたいと考えている。今回のグループホームの併設に当たっては、これまでの実態を踏まえて小規模多機能型居宅介護、また小規模特養との併設はよろしいだろう、という考え方を示したところであるが、都型ケアハウスの併設ということについても、今後、区とし

て検討はしていきたい、と考えている。

いずれにしろ、どういった形で併設するかは、一方で事業者としての収支というのがあるかと思う。入居されている方の生活状況、また地域との関係というのもあるので、どういった形がよろしいのかということ、区として検討していきたいと考えている。

以上である。

（委員長） そのほかあるか。いかがか。よろしいか。

（な し）

（委員長） それでは、案件の4、選定事業者の事業所予定地などの変更について、資料6について説明を、介護保険課長、お願いする。

4 選定事業者の事業所予定地の変更について

（介護保険課長） 【資料6について説明】

（委員長） ただいまの説明につきまして、ご質問とかご意見があるか。いかがか。よろしいか。

（な し）

（委員長） では、そのまま移動して、開設予定日の遅延ということで進めていくということによろしいか。

（異議なし）

（委員長） ありがとうございます。

では続いて案件5、地域密着型サービス事業者の指定更新について、資料7についてだが、介護保険課長、お願いする。

5 地域密着型サービス事業者の指定更新について

（介護保険課長） 【資料7について説明】

（委員長） ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等あるか。いかがか。よろしいか。

（な し）

（委員長） では、その他の方に移る。

介護保険についてということで、資料8、説明の方を介護保険課長、お願いする。

その他

1 介護保険について

（介護保険課長）

資料8をごらんいただきたい。介護保険について（2月末現在）という資料である。これは前回お渡ししたのが11月現在の資料であるので、それから4か月ほど経っているということである。前回と変わったところの数字を拾ってお伝えいたしたいと思う。

【資料8について説明】

平成22年3月26日（金）

平成21年度 第5回 練馬区地域包括支援センター運営協議会会議要録

平成21年度 第5回 地域密着型サービス運営委員会会議要録

（委員長） ただいまの説明で何かご質問、ご意見などあるか。
よろしか。

（なし）

（委員長） それでは、次回の日程についてであるが、事務局の方から願います。

（事務局） 最初に、組織改正に関するご報告をさせていただきます。

現在、地域包括支援センター運営協議会は私ども在宅支援課が担当させていただいているが、4月1日から組織改正があり従来からある高齢社会対策課に統合して、新たな高齢社会対策課となる。

したがって、事務局がこれからは高齢社会対策課となるので、ご承知おきいただければと思う。

以上である。

（事務局） 次回の日程についてなのだが、地域密着型の事業者公募について6月30日までを第1回公募として、そちらの選定を7月中に行いたいというのもあるので、次回については、平成22年7月23日金曜日になるが、こちらの庁議室で午後3時からの開催とさせていただきますと考えているが、いかがか。

（委員長） 次回は、年度が変わりまして平成22年度第一回の地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会開催の時期だが、7月23日金曜日、午後3時からということで、よろしく願います。

なお、開催通知につきましては、改めて郵送にてお送りする。

これで、平成21年度、本年度の会議はこれで終了する。年度末の大変お忙しい時期でしたが、どうもありがとうございました。また来年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それから、資料2の地域密着型サービス事業者の公募についての資料については、席上に置いてください。お持ち帰りにならないよう願います。

それでは、これで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。